

◎ 特定処分対象農地等(第二種加算対象農地等を含む。)

がやむを得ない理由により、返還を受け又はその使用収益権の移転・設定をした場合の届出の例

1 返還の例

- (1) 後継者死亡 (A面 (1)~(9)・(16)欄の記入のみ)
- (2) 土地収用 (A面 (1)~(9)欄の記入のみ)

2 使用収益権の移転・設定の例

- (1) 分割移譲
- (2) 農業用施設
- (3) 公衆の保健の用に供する施設
- (4) 主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設
- (5) 就業機会の増大に寄与する施設
- (6) 処分の相手方状況

[各事由共通]

◆ (1)欄は、経営移譲年金証書の記号番号を記入すること。

◆ (2)欄は、この届書の内容を本人に代わって記載したときは、必ず、本人に記載内容の確認をさせること。

◆ (3)欄は、該当する元号の番号を○で囲み、生年月日が1桁の場合は前に「0」を記入すること。

◆ (6)欄は、D面(61)欄の事由の中から**該当する事由**を記入すること。

D面(61)欄の1のいずれかの事由に該当する場合

◆ (8)欄は、当事者間の使用収益権の消滅に関する契約書(合意解約書等)により、返還年月日を記入すること。

D面(61)欄の2のいずれかの事由に該当する場合

◆ 農地等の権利を移転した場合、(11)欄は、農地等の権利の移転年月日を、(12)欄はその農地等の面積 (㎡未満の端数を切り捨てること。)を記入すること。

◆ 農地等の使用収益権を設定した場合、(13)欄はその使用収益権の設定年月日を、(14)欄はその設定期間及び(15)欄はその農地等の面積 (㎡未満の端数を切り捨てること。)を記入すること。

(様式第90号) 90号 1/9

特定処分対象農地等返還 (取得・移転) 届 A 面

(後継者の死亡・収用等やむを得ない返還・処分)

★ 第二種加算対象農地等に ○ 該当する 2 該当しない

(1) 経営移譲年金証書の記号番号 (フリガナ)		記 号 番 号	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		ノリネン タロウ	
(2) 氏 名			
農年 太郎			
(3) 生年月日			
大正 1 年 月 日 昭和 2 0 0 8 0 8			
(4) 住 所			
〒 9 9 9 - 9 9 9 9 東京 新橋市西新橋9999番地			
(5) 届出年月日 (JA受付年月日)			
令和 0 1 0 5 0 7			
(6) 届書面(61)欄の返還又は使用収益権の移転若しくは設定をした事由		(7) 特定処分対象農地等面積	
1-(1)		20,000 ㎡	
(8) 返還年月日		(9) 返還を受けた特定処分対象農地等の面積	
平成 0 1 0 5 0 1		20,000 ㎡	
(10) 特定処分対象農地等の返還を受けない使用収益権の移転又は設定をした場合			
(11) 移転年月日		(12) 移転した農地等の面積	
平成 年 月 日		㎡	
(13) 設定年月日		(14) 設定期間	
平成 年 月 日		年	
		(15) 設定した農地等の面積	
		㎡	
(16) (6)欄の事由が1-(1)又は2、2-(10)又は11に該当した場合の譲受後継者の氏名			
農年 次郎			
(分割移譲)			
(17) (6)欄の事由 2-(15)又は(16)に該当するときの譲受後継者の状況及び確認欄			
(18) 国民年金第2号被保険者で		(19) 農業に常時従事して	
1 ある 2 ない		1 いる 2 いない	
(20) 令別表に該当する障害の状態で		(21) 処分日の前日における特定処分対象農地等の面積	
1 ある 2 ない		㎡	
(22) (6)欄の事由 2-(15)に該当する場合の割合		(9)欄の面積/(21)欄の面積	
		%	
※ JA 記入欄			
農林漁業団体統一コード		※ 受付印	
種別 都道府県 団体コード		受付印	
0 9 9 9 9 9			
TEL 99 - 9999 - 9999			
★ 記農入・委・確員認会欄			
農業委員会の住所記号		届書の記載内容は、事実と相違ないことを確認しました。	
都道府県 市区町村コード		令和 1 年 5 月 7 日	
9 9 9 9 9		受付印	
TEL 99 - 9999 - 9998			
× 基金記入欄			
		受付印	

[各事由共通]
★欄は、農業委員会が記入する
※欄は、JAが記入する

◆ ★欄は、特定処分対象農地等が、第二種加算対象農地等に該当するときは「1」を、該当しないときは「2」を○で囲むこと。

◆ (5)欄は、JAの受け付け年月日を記入すること。

◆ (7)欄は、特定処分対象農地等(経営移譲後、当該経営移譲の相手方に所有権を移転した農地等及び土地収用該当事業など支給停止除外事由に該当した農地等を除く。)の合計面積(㎡未満の端数を切り捨てること。)を記入すること。

◆ (9)欄は、受給権者が返還を受けた特定処分対象農地等の合計面積(㎡未満の端数を切り捨てること。)を記入すること。

◆ (16)欄は、譲受後継者が障害の状態(当該後継者が死亡した場合を含む。)となったときは、当該後継者の氏名を記入すること。なお、死亡の場合、(8)欄の返還日は当該後継者の死亡年月日となる。

(分割移譲)
◆ (17)欄から(22)欄については、譲受後継者から受給権者に特定処分対象農地等を返還せずに、後継者が使用収益権の移転又は設定をする分割移譲の場合に使用する欄であるが、これまでにこの方法による事例がないため省略する。

◆ ※欄は、農林漁業団体統一コードを記入すること(なお、市区町村取扱いのところは種別「6」として当該市区町村の都道府県・市区町村コードを記入すること。)

◆ ★欄は、届書を受付けた農業委員会の都道府県・市区町村コードを記入し、必ず審査確認年月日を記入すること。

2 農業用施設に転用した場合の例

◆ (24)欄は転用した農業用施設の区分について、該当するものを○で囲み、(25)欄は農業用施設の名称を具体的に、(26)欄は建築物(建築物に限る。)の棟数を1棟、2棟等と、(27)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合は合計延べ床面積)を、(28)欄は転用した農地等の面積を記入すること。また、(29)欄は農業用施設用地の処分の相手方はJA等での相手方の該当する番号を○で囲むこと。

なお、この場合の相手方は、JA等である必要がある。

〈農業用施設〉					
(23) 農業用施設の概要					
(24) 施設の区分 (該当に○印)	(25) 名 称	(26) 棟 数	(27) 建築延べ床面積	(28) 所要面積	(29) 処分の相手方はJA等で
○建築物	たい肥舎	1棟	242 m ²	914 m ²	①ある 2 ない
かんがい排水施設			m ²	m ²	1 ある 2 ない
農業用道路			m ²	m ²	1 ある 2 ない
ため池			m ²	m ²	1 ある 2 ない
その他			m ²	m ²	1 ある 2 ない
合 計			m ²	m ²	

3 公衆の保健の用に供する施設とした場合の例

◆ (30)欄は転用した施設について該当する番号を○で囲み、(31)欄は建築物(建築物に限る。)の棟数を1棟、2棟と、(32)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合は合計延べ床面積)を、また、(33)欄は公衆の保健の用に供とした農地等の面積を記入すること。

〈公衆の保健の用に供する施設〉			
(30) 施設の区分(該当する番号に○印)	(31) 棟 数	(32) 建築延べ床面積	(33) 所要面積
1 農業体験施設		m ²	m ²
○2 市民農園			2,830 m ²
3 特定農地貸付けの用に供された農地			m ²

4 主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設に転用した場合の例

◆ (36)欄は(35)欄の施設のうち該当する欄に○印を付し、(37)欄はその施設の名称を具体的に、また、(38)欄は建築物(建築物に限る。)の棟数を1棟、2棟と、(39)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合は合計延べ床面積)を、(40)欄は転用した農地等の面積を記入すること。

5 就業機会の増大に寄与する施設に転用した場合の例

◆ (43)欄は(42)欄の施設のうち該当する欄に○印を付し、(44)欄はその施設の名称を具体的に、また、(45)欄は建築物(建築物に限る。)の棟数を1棟、2棟と、(46)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合は合計延べ床面積)を、(47)欄は転用した農地等の面積を記入すること。

〈主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設〉					
(34) 主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の概要					
(35) 施設の区分	(36) 該当に○印	(37) 名 称	(38) 棟 数	(39) 建築延べ床面積	(40) 所要面積
公民館				m ²	m ²
その他の集会施設	○	新橋市集会所	1 棟	150 m ²	320 m ²
公園・広場					m ²
集落道					m ²
下水処理施設				m ²	m ²
その他の公共の用に供する施設				m ²	m ²

〈就業機会の増大に寄与する施設〉					
(41) 就業機会の増大に寄与する施設の概要					
(42) 施設の区分	(43) 該当に○印	(44) 名 称	(45) 棟 数	(46) 建築延べ床面積	(47) 所要面積
工場、流通業務施設又は商業施設				m ²	m ²
教養文化施設	○	新橋市文化会館	3 棟	1,250 m ²	3,500 m ²
スポーツ又はレクリエーション施設				m ²	m ²
休養施設				m ²	m ²
宿泊施設				m ²	m ²

◆ (49)欄は権利の移転又は使用収益権の設定をした相手方(第三者)の氏名、(50)欄は生年月日、(51)欄は住所(相手方が法人である場合には、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記入すること。

◆ (55)欄は権利の移転又は使用収益権の設定をした後継者の氏名、(56)欄は生年月日、(57)欄は住所、また、(58)欄は届出者との続柄を記入すること。経営移譲のやり直しで、当初の後継者が他の直系卑属の者に使用収益権の移転・設定の場合などに記入する。

【参考】 農地等の処分の相手方(第三者)

平成13年の法律改正により、改正前の農業者年金の被保険者全員が平成14年1月1日にその被保険者の資格を喪失したことに伴い、相手方の要件のうち被保険者が被保険者相当者に改められたこと及び平成13年12月31日以前に加算付経営移譲年金の受給権者が平成14年1月1日以降に使用収益権の設定等する相手方の特定譲受者を特定譲受者相当者と読み替える改正が行われた。

このため、平成14年1月1日以降に加算付経営移譲年金の受給権者となる者の経営移譲の相手方は、次の被保険者相当者などが特定譲受者とされている。

① 被保険者相当者

被保険者相当者とは、60歳未満の国民年金第1号被保険者(経営移譲年金の受給権者を除く。)であって、次のアからウに該当する者をいう。

ア 50アール(道南を除く北海道区域は2ヘクタール)以上の農地等(特定農地等を除く。)につき耕作又は養畜の事業を行う者。

イ 30アール以上50アール(道南を除く北海道の区域は1ヘクタール以上2ヘクタール、沖縄県の区域にあっては20アール以上50アール。)未満の農地等(特定農地等を除く。)につき耕作又は養畜の事業を行う者のうち年間農業労働時間が700時間(沖縄県の区域にあっては500時間)要件を満たす者。

ウ 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う農地所有適格法人(当該法人が事業に供する農地等のすべてが特定農地等である法人を除く。)の組合員、社員又は株主のうち、当該法人の常時従事者(農地法第2条第4項に規定する常時従事をいう。)で、当該法人が経営する農地等の合計面積をその組合員、社員又は株主の総数で除して得た面積と当該組合員、社員又は株主が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜に事業に定する常時従事をいう。)で、当該法人が経営する農地等の合計面積をその組合員、社員又は株主の総数で除して得た面積と当該組合員、社員又は株主が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜に事業に供する農地等(当該組合員、社員又は株主が所有権又は使用収益権を取得することとなる農地等を含む。)の合計面積が50アール(道南を除く北海道区域は2ヘクタール)以上となる者。

② 農業に常時従事し、経営移譲を受けた後、前記①のア又はイに該当することとなる者が確実に認められる者。

③ 農業に常時従事し、国民年金第2号被保険者である40歳未満の農地所有適格法人の組合員、社員又は株主である者。

④ 特定短期被用者年金被保険者(6ヵ月以内に農業者年金の被保険者相当者になることが確実に認められる者。)

⑤ 農地中間管理機構、JAなど。

(「平成13年改正法の施行に伴い同法附則による農業者年金給付関係の事務処理上の留意事項」を参照のこと。)

(処分の相手方状況)

(48) 特定処分対象農地等の処分の相手方の状況						
第	(49) 氏名 (法人の名称)	(50) 生年月日 (代表者の氏名)	(51) 住所 (主たる事務所の所在地)	(52) 経営農地等 の面積	(53) 特定譲受 者(同相当者を含 む。)で	(54) 新規参入者で
三	JA西新橋	代表理事組合長 新橋 大二郎	新橋市東新橋1111番地	m ²	① ある 2 ない	1 ある
者				m ²	1 ある 2 ない	1 ある
				m ²	1 ある 2 ない	1 ある
後	(55) 氏名	(56) 生年月日	(57) 住所	(58) 届出者との続柄	(59) いずれかに○及び農業従事期間	(60) 特定譲受 者(同相当者を含 む。)で
継	農年 一郎	昭和 39.10.14	新橋市新橋 8888番地	子	1 引き続き 年 月 ② 通 算 6年 3月	① ある 2 ない
者						

◆ (52)欄は、権利の移転又は使用収益権の設定をした相手方(第三者)の譲り受け前の経営農地等の面積を記入し、(53)欄はその相手方が特定譲受者(特定譲受者相当者)であるかどうか該当する番号を○で囲むこと。また、(54)欄はその相手方が新規参入者であるときは「1」を○で囲むこと。

◆ (59)欄は、権利の移転又は使用収益権の設定をした後継者の農業従事期間について、(11)欄又は(13)欄の日まで引き続き1年以上あるときは、「1」を○で囲み期間を記入すること。また、引き続き1年はないが通算すると3年以上あるときは、「2」を○で囲み期間を記入すること(なお、1ヵ月未満の期間は切り捨てて記入すること。)(60)欄は特定譲受者(特定譲受者相当者)であるかどうか該当する番号を○で囲むこと。